

鴨川市就学援助費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 31 日

鴨川市教育委員会教育長 鈴木 希彦

鴨川市教育委員会規則第 7 号

鴨川市就学援助費支給規則の一部を改正する規則

鴨川市就学援助費支給規則（平成 26 年鴨川市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表新入学児童生徒学用品費等の項中「54,060 円」を「57,060 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鴨川市就学援助費支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和 6 年度以後の年度分の就学援助費について適用し、令和 5 年度分までの就学援助費については、なお従前の例による。
- 3 令和 6 年 3 月に新入学児童生徒学用品費等の支給を受けた者については、改正後の規則別表の規定にかかわらず、令和 6 年度の新入学児童生徒学用品費等を支給するものとし、その支給額は、同表に定める新入学児童生徒学用品費等の額から同月に支給を受けた新入学児童生徒学用品費等の額を差し引いた額とする。